

南北朝時代の幹僮、雑役、雑使、雑任などについて

越智, 重明

<https://doi.org/10.15017/2344381>

出版情報 : 史淵. 91, pp.37-74, 1963-07-31. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて

越 智 重 明

はしがき

南北朝時代の役制については定説がない。私見を結論的に述べると、それは四つに大別される。第一に「正役」がある。隋書卷二十四食貨志に東晋南朝時代のことを述べ、そのなかに、

其男丁、毎歳役不過二十日。

とある。これは恐らくのちにいう「正役」にあたるものであり、かつ「毎歳役不過二十日。」とあるのはその全時期を通じてのことであろう。第二に兵役がある。第三に幹僮の役がある。この役は錢を納めて免かれることもできる。この錢を郵イという。第四に雜徭（イ的なもの）がある。ただしその存在はいままでに一応解明されている南北朝の役制から推測できるにすぎない。なお、南齊書卷六大明帝本紀建武四年正月の条に、

壬寅、詔、民産子者、錫其父母調役一年。又賜米十斛。新婚者、錫夫役一年。

とある。ここに夫役という役が見るが、故唐律疏議卷二十八捕亡の項の疏議に、

丁謂正役。夫謂雜徭。

とある際の夫レ雜徭という役の形態がもしその前代に遡つていえるのであれば、齊時代、夫レ雜徭という役が存したとさ

れるであらう。

本稿は第一に、南朝の幹僮（の役）の性格を追求する。第二に、そうした幹僮（の役）と客戶との關係を検討する。第三に、南朝の雜役、雜使といった役が役目上、幹僮（の役）と同一であることを論ずる。第四に、北朝の雜任（の役）の性格を追求する。北朝には雜使、雜役、雜任といった役がある。その雜使、雜役は南朝のそれと同一であるとして差支えなからう。問題になるのは雜任である。南朝の場合、幹僮（の役）と雜役、雜使とが役目上同一のものであるといつても、兩者には対象面で相違がある。すなわち、前者の表現には下級品官を対象とした場合を含むことがあるが、後者の表現は庶（以下）を対象とするだけである。北朝の雜任と雜役、雜使との關係もそれに相当り、雜任という表現には下級品官を対象とする場合を含むようである。なお、魏晉南北朝の稅役制度は、大まかにいえば殆んどすべての点において、唐のその先驅的なものであるとされよう。この傾向はとくに南北朝において著しい。その際南朝が主として（隋）唐の前身をなさないということとはあまり問題にならない。つまり南朝と北朝とは多少のズレをもちながら、ともに一つの方向に進んでいたのである。そうした意味で本稿の論述は、唐の役制が南北朝にどのように芽をふいていたかということの追求ともいえる。

一 南朝の幹僮、驅使

南朝の幹僮の役についてはすでに別稿で若干の考察を試みた。ここでは幹僮の役が、官人、官庁への「給人」の役のほかに（一応、広義の官庁への「給人」の役と思われる）治水の役を含むようになったことなどを論じた。²¹本節は幹僮という役を驅使との関連において検討する。これは次々節で行う雜使の名称の來源の推定にも必要なものである。

まず唐時代の驅使の語についてであるが、故唐律疏議卷十一職制下に、

即役使非供己者、非供己、謂流外官及雜任_三供官事者。

計庸、坐贓論。罪止杖一百。其_三供己驅使而收庸直者、罪亦如之。供己、求輸庸直者不坐。

疏議曰、非供己、謂流外官者、謂諸司令史以下、有流外告身者。雜任、謂在官供事、無流外品、為其合在公家驅使。

故得罪輕於凡人不合供官人之身。計庸坐贓、致罪一尺笞二十、一匹加一等。罪止杖一百。其_三供己驅使者、謂執衣白直之類。止合供身驅使。拋法、不合收庸。而收庸直、亦坐贓論。罪止杖一百。故云、亦如之。云云。

とあり、唐六典_{卷三}（戸部）郎中員外郎の項に、

凡州県官及在外監官、皆有執衣、以為驅使。云云。

とあり、通典_{卷三十五}職官十七祿秩の項に、

諸州県官流内九品以上及在外監五品以上、皆給執衣。隨身驅使、典執筆硯。其監官於隨近州県取充。

とある。この三記事はあいまつて、唐時代（制度的な）驅使という概念において、驅使の対象となるべきものが、執衣、白直などであることを示している。こうした執衣、白直などは番役である。ところで、番役には執衣、白直などのように官人に支給されるもののほかに官庁に支給されるものもある。³唐時代驅使の語がそれを指すこともあつたようである。故唐律疏議_{卷三}名例三に、

若姦監臨内雜戸官戸部曲妻及婢者、免所居官。（注略）

疏議曰、雜戸者、謂前代以来、配隸諸司。職掌課役、不同百姓。依令、老免、進丁受田、依百姓例。各於本司、上下。云云。

とあり（以下、これを前記事という）、故唐律疏議_{卷十二}戸婚上に、

諸養雜戸男、為子孫者、徒一年半。養女、杖一百。官戸各加一等。与者亦如之。

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

疏議曰、雜戸者、前代犯罪没官、散配諸司、驅使カ。亦附州県戸貫。賦役不同白丁。云云。

とある（以下、これを後記事という）。前記事は雜戸が職掌課役を負担するが、その負担のしかたが百姓と同一でないことを述べており、後記事は雜戸が驅使と賦役とを負担するが、賦役の負担のしかたが百姓と同一でないことを述べたものである。（ここでは雜戸の驅使の負担のしかたと百姓の驅使の負担のしかたとの比較は行われていない。）前記事の課役と後記事の賦役とは同一の意味である。（西村元佑氏「唐代人民の負担体系における課と税の意義」史林第四十六卷第四号）唐代の賦役については、唐六典卷三（戸部）郎中員外郎の項に、

凡賦役之制有四。一曰租。二曰調。三曰役。四曰雜徭。

とあつて、それが租、調、（正）役、雜徭を指すという場合と、陸宣公集卷十三均節賦稅恤百姓六条の「其一」に、

国朝著令。賦役之法有三。一曰租。二曰調。三曰庸。

とあつて、租、調、庸を指すという場合とある。同一の用語になぜ二つの解釈が并存するのかということになるが西村元佑氏の高見に従うと、中男は雜徭の負担者であるが、これを不課口とし、丁男の場合は雜徭をも含めて租調庸の負担者であるのを課口とするのであるから、課口・不課口を区別する標識は租調庸の三つということになる。こうした点に、課役II賦役の内容をこの三つにしほる根拠があると考えられる。（「唐代人民の負担体系における課と税の意義」さて、さきに見える職掌元來は官人、官庁に支給されて働らく役つまり番役を指すが、以上の考察の間に雜戸が（官庁に支給される）職掌として三省六部などに支給され（官庁に支給される）驅使となつたことがわかる。こうした用法から、唐時代広く番役として官庁に支給されるものを驅使ともいつたことが推定されよう。（つまり、唐時代、番役即驅使という用法があつたとしてまず大過ないと思われるのである。）なお、故唐律疏議積文卷三名例三に、

雜戸雜戸者、謂先代配隸、在諸司、課役者。若今不刺面、配在將作監大常院東西庫務者。

とある。この雑戸の説明は極めて簡略化されたものであつて、「謂先代配隸、在諸司、課役者。」は「罪を犯して没官された先代以来、（引統いて）配隸されて諸司に在つて驅使し職掌たるもので、それと同時に課役の対象となつてゐるものを謂う。」といった意味である。

ここで通典^{卷五}食貨五賦税中の項の注を見ると、

南齊有僮幹。若今驅使門僕之類。

とある。僮幹と幹僮とは同じものである。ここでは南齊の僮幹が唐の驅使門僕の類であることだけをいつてゐるが、その僮幹し幹僮は広く南朝のそれと考へて差支えない。そこに門僕が見えるが、通典^{卷四十}職官二十二秩品五の項を見ると、唐の内職掌に門僕がある。その具体的職務を示すものとして、唐六典^{卷八}（門下省）門僕の項の注に、

按、晋光祿勳左中郎將有崇礼等門僕各二人。隋有太厠郊社門僕。皇朝城門郎置門僕。分番上下、掌送管鑰。

とある。この内職掌は番役である。蓋し、通典の驅使は番役として官人に給されたものを意味し、その門僕は番役として官庁に給されたものを代表してゐるのであろう。かくて通典の説明は齊時代（ひいては南朝時代）の幹僮が唐時代の番役と同質的なものであるのを示しているとされよう。

つぎに、南朝における驅使の語であるが、この語は唐時代の番役の先驅の意味をもつことと、必ずしもそれに限定されないこととある。驅使の語はもともとおいだてつかう、といった意味で、特定の制度的用語として生じたものではない。そうした一般の用法としての驅使の語は南朝においてもこれを見ることが出来る。南齊書^{卷四十二}蕭坦之伝に、蕭坦之について「初為殿中將軍。累至世祖中軍板刑獄參軍。以宗族見驅使。」とある。この際の驅使はその一例である。（以下それを論外とする。）ところで、南朝の官界において唐時代の番役の先驅の意味をもつ驅使という語が用いられる際、一つ的前提が生ずることになつた。梁書卷三十七に、

陳吏部尚書姚察曰、魏正始及晉中朝、時俗尚於玄虛、貴為放誕。尚書丞郎以上、簿領文案、不復經懷。皆成於令史。逮于江左、此道彌扇。惟下盡以台閣之務、頗欲綜理。阮孚謂之曰、卿常無閑暇。不乃勞乎。宋世王敬弘、身居端右、未嘗省牒。風流相尚。其流遂遠。望白署空、是稱清貴。恪勤匪懈、終滯鄙俗。是使朝經廢於上、職事隳於下。小人道長、抑此之由。嗚呼、傷風敗俗、曾莫之悟。云云。

とあるが、ここに示されているように、士人層は実務に関しない風が強くと、官庁の職務は専ら庶の層に委ねられることになった。この庶の層は梁の天監の改革以前は七職層と一般の庶の層とに分けられ、改革以後は一応一本化される。以下まず改革以前の状態をとりあげる。七職層は郷品六、七、八、九品をえて流外官起家し、流内官にのぼつたときは勲位に就くべき階層である。⁽⁵⁾管見の及ぶ限り品官としての勲位に就いていること自体を驅使と表現されたことはない。ところで、一般の庶出身で官庁の実務を担当するものとしては、幹僮（の一部）がある。晋書^{卷三}荀勗伝に、

（前略）勗曰、……多云、尚書郎大令史、不親文書、及委付書令史及幹。誠吏多則相倚也。云云。

とある。この「幹」は幹僮の一種である。ここに一端が示されているように幹僮は官庁の実務の一部を担当していたのである。庶の層が吏として官庁の実務を委ねられる際、それはあくまで「小吏」としての性格をもつ。それだけに驅使の語はそうした庶の層出身の吏を表現するものとして適切である。かくて官庁の職務が専ら庶の層に委ねられるという前提をもつて、驅使の語が一般の庶の層で幹僮の役についているもの、といった意味で使用されるようになる。

ここで宋書^{卷八十五}王景文伝を見ると、中書監領太子太傅揚州刺史王景文が、自分が知らないうちに他人の官職を求めめる文書に自分の署名がなされていたり、全然知らない人物の人事を自分が見こんだとされていたり、人の婢を略奪したと誤まらされていたりしたことに関連して行つた上言とそれに対する詔答とをのせている。その詔答のなかに、

悠悠好詐。貴人及在事者、屬卿偶不悉耳。多是其周旋門生輩、作其屬託。貴人及在事者、永無由知。非徒止於京師、乃

至州郡県中、或有詐作書疏、灼然有文迹者。

とあり、続いて、

諸舍人右承輩及親近驅使人、慮有作其名、載禁物、求停檢校、疆壳狼物与官、仍求交直、或屬人、求乞州郡、資礼、希
蠲呼召及虜瓮船車。並啓。班下在所、有即駐録。但卿貴人。不容有此啓。由来有是。何故独驚之。居貴要、但問心若為
耳。云云。

とある。ここでは權勢者たる貴人や在事者の門生が（かれらの知らぬ間に）屬託をすること、最高の權勢者たる皇帝の
舍人、右承や親近驅使人の人が、（皇帝の知らぬ間に）禁物を載せ、関津などでの檢校を免かれるような不正などをするこ
とが物語られている。南朝の特殊な政治形態として、皇帝側近の寒人が權勢を振つたことがあげられるが、後記事はそ
の一端を物語るものである。⁽⁶⁾「親近驅使人」は、七職層出身の舍人、士人層出身の右丞とならぶものとしてのそれである
から、当然、皇帝の親近たる・七職層出身でも士人層出身でもない驅使人となる。そうした驅使人としては一般の庶の層
出身で幹僮たるものしか想定できない。なお、南史^{卷七}十七呂文頭伝に、

宋氏晚運、多以幼少皇子為方鎮。時主皆以親近左右領典籤。

とある。後述するように、左右は幹僮の一つである。ここに見える「親近左右」とさきの「親近驅使人」とは同一性格の
ものとすべきである。また、漢魏六朝一百三家集沈隱侯集、常僧景等封侯詔^{為齊}帝作に、「門下、廬陵王中兵參軍事宣閣將軍
軍主新除右軍常僧景（等）……可封一千戸開國侯。本官驅使悉如故。主者施行。」とあるが、この驅使は明かに幹僮の
意味である。また、本文後引のように、南史茹法亮伝に、

孝武末年、鞭罰過度。校獵江右、選白衣左右百八十人。皆面首富室。從至南州。得鞭者過半。

とある。これは宋の孝武帝のとき富裕な庶が（幹僮の一つである）左右として皇帝のものにあつたのを物語るものであ

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

四四

る。（孝武帝のときのときの皇帝が明帝である。）また、晋書卷五十八陸雲伝に、

（吳王晏郎中令陸雲）又陳曰、伏見令書、以、部曲將李咸馮南司馬吳定給使徐泰等、覆校諸官市買錢帛簿。……今咸軍

旅小人、定泰士卒厮賤。非有清慎素著、忠公足称。云云。

とある。これは（幹僮の一つである）給使が吳王の権勢に依附して「悪事」をなした事例である。ちなみに、右では「白衣左右百八十人」とあつて、左右のうゑに白衣の語が冠されている。六朝における制度的用語としての白衣にはいくつかの意味があるが、この際の白衣は無官、あるいは庶出身といつた意味である。左右に白衣の語が冠された例として、他に、南史卷四十四魚復侯王子響伝に、

（前略）子響即日將白衣左右三十、乘舴艋、中流下都。云云。

とあるのがあげられる。主の左右に侍してその用を弁ずるものとしての左右の語は、一般的用語としてあととまでも残つてゐる。それは必ずしも無官あるいは庶出身のものに限定されず品官のこともある。こうした左右と區別する意味で白衣左右という表現がなされたのであろう。

さて、隋書卷二百官志上に、陳の官制を述べているが、そこに、

（諸王公參佐等官）在府之日、唯賓遊宴賞。時復脩參、更無余事。若隨府王在州、其餘佐等或亦得預催督。

とあり、続いて、

若其驅使便有職務。

とある。梁の天監七年以後、かつての上級士人層は流内十八班に就くべきであり、かつての下級士人層寒士層は流外七班に就くべきであり、かつての七職層以下は新しい勲位に就くべきであつた。その新勲位は流外七班の下にきて役の一形態となつた。そうするとかつての庶の層が官界で吏として働く際それはすべて役人として働くこととなる。右で、「其

「驅使便有職務。」とされている吏が、士人層でない吏としての庶の層の吏であるのは疑うべくもない。そうするとこの驅使は自ら庶の層で幹僮の役に就いているものを含むことになる。すなわち、宋書王景文伝に見える驅使とこうした驅使とは、庶の層で幹僮の役に就いているものを指すという点では同一である。しかし、政治体制、官制の変化にともない後者にはかつて七職層の就くべきであつた品官（以下の官）で新たに役人の就くべき「職」とされたもの例えば公府舎人に就いているものを含むことになつているとすべきであろう。つまり、庶の層が官界で働らく際、制度上、それはすべて役となり、かつその役に従事するものとして驅使の語が用いられるようになったわけである。巨視的に取りあげた際、これは唐の番役即驅使に一步近づいたということにならう。

南朝の驅使の語には、他に庶の層出身で実務の練達者として官界で頭使されるもの、といった意味の使用法がある。それは庶の層出身者で品官に就いたものについても使用される。南齊書^{卷五}十六紀僧真伝に、庶出身で中書舎人、羽林監、南泰山太守などを歴任した紀僧真について、

（前略）明帝以僧真歷朝驅使、建武元年、除游擊將軍、兼司農。待之如旧。

とある。また、宋書^{卷八}十三吳喜伝に、庶出身の吳喜について、

吳喜、吳興臨安人也。…初出身為領軍府白衣吏。…（主書朱重民）薦喜為主書書史。進為主閔令史。…会太子步兵校尉沈慶之征蛮。啓太祖、請喜自隨。使命去來、為世祖所知賞。…世祖以喜為主書。稍見親遇。擢為諸王學官令左右尚方令河東太守殿中御史。…（大明中）世祖遣喜、將數十人至二県、誘説羣賊。賊即日帰降。云云。

とある。のち彼は死を賜つたが、同伝にはそのまゝに劉劭らに与えた詔をのせている。そこに、
吳喜出自卑寒、少被驅使。利口任詐、輕狡万端。自元嘉以來、便充刀筆小役。云云。

とある。また、南齊書^{卷五}十六茹法亮伝に、庶出身と考えられる茹法亮について、

元徽初、除殿中將軍、為晉熙王郢州典籤。除長兼殿中御史。世祖鎮益城、須旧驅使人。法亮求留、為上江州典籤。とある。「晉熙王」、「世祖」、「上」はすべて同一人物である。これらはその若干の例である。こうした驅使の用法は、官職よりもむしろ人物を対象としたものである。つまりそれは制度的なものではないのである。従つてこの存在はさきの見解を否定するものではない。

二 幹僮と制度的存在としての客戶

魏晉時代、制度的客戶には二つの性格があつた。その一つは給人的性格である。國政運営上、客戶はたとえ形式的とはいえ官人への給人的性格をもつべきものとされてきた。その二は（國家の基本体制上良民であるにもかかわらず、現実に生じた）私家の附隸的性格である。南朝の客戶は最後迄兩性格をもつものとされ、それだけに幹僮制の整備下にその存在を否定された。しかし北朝の客戶は單なる私家の附隸的なものとして存続・再生し（隋）唐の部曲の淵源をなした。⁽⁸⁾

南朝の場合、まず幹僮と客戶とが並存し、つぎに前者の存続だけが認められて後者の存在が否定されたということは、後者がたとえ形式的にでも官人への給人的性格をもつていただけに、役制の巨視的把握において、唐の番役制に一步近づいた体制が出現したということにならう。本節は南朝において幹僮制が客戶制を否定した次第を瞥見する。

まず、幹僮の役が客戶否定後も存続した点であるが、陳書^{卷五}宣帝本紀太建二年八月の条に、

甲申、詔曰、…其籍有巧隱、并、王公百司、輒受民為程蔭、解還本屬。開恩聽首。在職治事之身、須通相檢示有失不推、当局任罪。云云。

とある。旧來、王公百司はその官人としての資格に応じ、庶民を受けて程蔭（規定の蔭）をなしている。そうした庶民は王公百司の客戶となるわけであるが、右の詔はその存在を否定して、王公百官のもとにあつた客戶の「戶籍」を本屬に帰

すべきを命じているのである。さて、南史^{卷七}茹法亮伝に、茹法亮について、

宋大明中、出身為小史。歷齋幹扶持。孝武末年、鞭罰過度。校獵江右、選白衣左右百八十人。皆面首富室。從至南州。得鞭者過半。法亮憂懼。因緣啓、出家為道人。

とある。これは皇帝の扶持、左右についての記録であるが、六朝時代庶が給されてその用を弁ずることは皇帝にあつても官人にあつても変りはない。従つて皇帝の扶持、左右に関する実情は、これを官人の扶持に推して考えて差支えなからう。南齊書^{卷五}十六茹法亮伝には、「歷齋幹扶持。」が、「歷齋幹扶。」となつてゐる。扶は扶持の略称に相違ない。こうした扶の語はつとに現われている。例えば、南齊書^{卷四}十二蕭湛伝に、蕭湛について、

(齊)建武元年、軫領軍將軍左將軍南徐州刺史。給扶。

とあり、梁書^{卷五}十三孫謙伝に、孫謙について、

(梁天監)十四年、詔曰、…宜加優秩。可給親信二十人、并給扶。

とある。ところで、陳書^卷十一黃法薤伝に、黃法薤について、

(太建)七年、徙都督予建光朔合北徐六州諸軍事予州刺史。鎮壽陽。侍中散騎常侍持節將軍儀同鼓吹扶竝如故。

とあり、陳書^卷十一淳于量伝に、淳于量について、

(太建)五年、徵為中護大將軍。侍中儀同鼓吹扶竝如故。

とあり、陳書^卷十二杜稜伝に、杜稜について、

(太建)四年、復為侍中右光祿大夫。并給鼓吹一部。將軍佐史扶竝如故。

とあり、陳書^{卷二}十四袁憲伝に、袁憲について、至德二年よりのちのこととして、

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

四八

給扶二人。

とあり、陳書^{卷二}十八郡陽王伯山伝に、郡陽王伯山について、

（太建）十一年、入為護軍將軍、加開府儀同三司。仍給鼓吹并扶。

とある。これらの諸記事は太建二年八月甲申の詔が出てのちも依然扶持が存したのを物語るとすべきである。なお、宋書

^{卷七}十六朱脩之伝に、

脩之後墜車、折脚、辞尚書。領崇憲太僕。仍加特進金紫光祿大夫。以脚疾不堪独行、特給扶持。

とあるが、扶持は文字通りその主を扶持すべき職務をおわされていたものとすべきであろう。このように見えてくると、扶持が幹僮の役の一つである、としか考えられないであろう。以上の扶持に関する考察は、幹僮（の役）が、客戸の存在が否定されてからも存続したことを証するであろう。（ただし、本節でいう客戸はすべて制度的なものだけである。世帯一般の称呼としての「客の戸」は以後も引続き存したことであろう。）

つぎに、国政運営上幹僮の役と客戸の役とが同質性をもつた点についてであるが、隋書^{卷二}十四食貨志に、

都下人、多為諸王公貴人左右佃客典計衣食客之類。皆無課役。

とある。これは南朝時代、都下の人が諸王公貴人（その下限は宋齊時代でいえば第六品官、梁陳時代でいえば流内一班）の左右、佃客、典計、衣食客の類となり、すべて課役を免ぜられたことを述べたものである。佃客、典計、衣食客はそれぞれ（制度的な）客戸の具体的名称なのである。そうすると左右も亦同じく客戸の具体的名称の一つであつて、その名称は主の左右にあつてその用を弁ずるところに出た、といえさうである。しかしこれは客戸とは考えがたく幹僮の役に服しているものとすべきである。以下それを論証する。宋書^{卷四}十五劉粹伝に、

（前略）時城中或伝、（劉）道濟已亡。莫有至者。梁雋之説道濟曰、將軍氣息綿綿。而外論互有同異。今軍師屢敗。

妖寇未殄。若一旦不虞、則危禍立至。宜稱小損、聽左右給使覈出。不然、敗矣。道濟從之。即喚左右三十余人、告之曰、吾疾久。汝等扶持疲勞。今既小損。各聽婦家休息。喚復還。給使既出。其父兄皆問、使君亡來幾日。子弟皆言。君漸差。誰言亡者。伝相告語、城内乃安。由是応募者、一日千余人。云云。

とある。この記事では役としての「左右給使」と「左右」と「給使」とが同質的に用いられている。ここに給使の語があるが、宋書卷九十九元凶伝に、文帝の太子劬が文帝を弑して即位したときのこととして、
劬聞義師大起。：自永初元年以前、相国府入斎伝教給使、免軍戸、属南彭城薛县。

とある。永初元年は宋王朝成立の年であり、「相国府」は劉裕のそれである。ここに見える「軍戸」はいわゆる兵戸のことである。⁽¹⁾これは宋王朝の創業者劉裕が東晋末に率いた元從部隊の中、その相国府の伝教や給使であつたもので、現になお兵戸であるものを兵戸から解放して、南彭城郡薛县に附籍して一般の戸とするという意味である。兵戸であつてしかも客戸としての役に服するといつたことはありえないから、(伝教や)給使は兵か幹僮かということになる。ここで晋書卷六十七楊方伝を見ると、

楊方、字公回。少好学、有異才。初為郡鈴下威儀。公事之暇、輒誦五經。鄉邑未之知。内史諸葛恢見而奇之。待以門人之礼。由是、始得周旋貴人間。

とある。これを太平御覽卷六百三十一治道部十二薦举中の項には、

晋中興書曰、：郡鈴下有楊方者。字公廻。初為郡威儀。少好学、有異才。以門役在閣下。公事之暇、輒誦五經。鄉邑未之別也。^(知)内史諸葛恢聞方学、召為給使。見而異之。謂有殊常之才。即解役、散置左右、以門人待焉。由是、邦壤敬異。方始得周旋鄉貴。

と記している。両記事からつぎのことがいえよう。楊方が初め郡の威儀となり、ついで郡の鈴下となつた。こうした役は

門役であつた。内史諸葛恢は方に学のあるのを聞き召して給使の役にあてた。恢は方を奇とし、給使の役を解いて左右におき、門人を以て方を遇した。と。この門役、給使の役が、客戸がその主に供する役や兵役關係の役と全く違ふものであり、それぞれ一般の庶が官衙、官人に供する役であるのは明かである。つまり、門役、給使の役は自ら幹僮の役と考えられるのである。（右に見える「左右」は制度的用法でなく一般的用法であらう。）かくて、役としての左右でかつ給使と同質的なものが幹僮の一種であるとされよう。（このように見てくると、給使とならぶ伝教も自ら幹僮の一種とされよう。）ただし、宋書^{卷七}十二建平宣簡王宏伝に、

（前略）宏遣左右親信周法道、齎手板、詣世祖。云云。

とある。周法道はもちろん一人であるから、右の「左右親信」は、左右という親信、左右のうちの親信のどちらかとなる。また、梁書^{卷二}十二南平襄王偉伝に、建安王偉について、

（天監）十三年、改為左光祿大夫。加親信四十人。；并二衛兩營、雜役二百人。倍先。置防閣白直左右職局一百人。

とある。この記事では「親信」と「左右」とが別のものである。そうすると、この左右は自ら狹義のものとなり、さきの左右は自ら広義のものとなる。つまりさきの「左右親信」は左右のうちの親信という意味とならう。このことは、宋書劉粹伝の「左右給使」が左右のうちの給使なるべきを示唆する。かくて、隋書食貨志の記事はその指す時期において、都下の人が客戸や幹僮のなかの左右などになり課役を免ぜられたのを示しているとされよう。また、一般的にいうと、幹僮を給される下限は第九品官である。そうした点からいっても、隋書食貨志に見える左右は自ら幹僮のなかで限定されたものつまり狹義のものと考えよう。（管見の及ぶ限りでは、親信は第六品官、流内第一班以上だけに給されている。）

つきに、国政運営上幹僮の役と客戸の役とが異質性をもつた点についてであるが、この際重要なのは幹僮の場合に比べて客戸の場合が主の「私民」的性格がはるかに強かつたことである。客戸の場合、その主（家）に役を提供する期間が無

限定的であつたこと、その役の提供が戸の構成員をあげてであつたこと、私的結合關係の生成を前提としてそれを制度的に認められたものが客戸であつたこと、は客(戸)が自ら主(家)の「私民」的性格を強く帯びたのを物語るとされよう。一方幹僮の場合であるが、幹僮は一定の基準をもつて民を徵発し、その民を官衙、官人に給したものである。従つて一人の幹僮が給主に役を提供する期間は自ら限定される。さて、南齊書^{卷四十四}巴陵王子倫伝に、

(永明)十年、遷北中郎將南琅邪彭城二郡太守。鬱林即位。以南彭城祿力優厚、奪子倫與中書舍人綦母珍之。更以南蘭陵代之。

とある。「祿力」は俸祿と力人という意味である。この「力人」は幹僮(の一種)である。右の記事は地方(長)官の場合その幹僮に關し現地徵発主義をとるのを物語つてゐる。本文前引の晋書楊方伝、宋書劉粹伝の記事もそれを示唆する。

そうすると地方(長)官が幹僮をとる際自らの意を以て希望する人物を選ぶといつたことも考えられる。南齊書^{卷四十四}魚復侯子響伝に、

子響少好武。在西予時、自選帶仗。左右六十人皆有胆力。

とある。「在西予時」は子響が予州刺史としてその任にあつたときを指す。これは恐らくその一例となるものであらう。また、隋書食貨志に、前引のように、

都下人、多為諸王公貴人左右佃客典計衣食客之類。皆無課役。

とある。ここに左右が客戸たる佃客、典計、衣食客と並んでゐることは、その具体的方法は不明であるが、庶が第六品官、流内一班以上の官人と何らかの結びつきをもつ場合、(あるいは何らかの結びつきをもとうとする場合、)その故に庶がそうした官人を給主とし、その左右となつた場合のあるのを示唆しよう。⁽¹⁰⁾ こうした際給主と幹僮との間に私的結合關係の生じた(ことのある)のは察するにたたくない。もちろん給主側に予めそのものを幹僮に選ぶ意思がなく、そうした意

味では偶然性をもつて給主が幹僮を使用した際にあつてもそこに私的結合關係が生じたこともあろう。しかしそれにも給主と幹僮との關係はもともと公的なものであり、かつその「支配」關係は本来幹僮の家（戸）に及ばないものである。

ちなみに、宋書^{卷六十三}沈演之伝に、

先是、五省官所給幹僮、不得雜役。太祖世、坐以免官者、前後百人。（著作佐郎沈）統輕役過差。有司奏免。世祖詔曰、自頃、幹僮多不祗給主。可量聽行杖。得行幹杖、自此始也。

とある。「五省」は尚書、中書、門下、秘書、集書の五省を指す。また南齊書^{卷四十一}張融伝に、

（張融）尋請仮奔叔父喪。道中罰幹錢敬道、鞭杖五十。寄繫延陵獄。大明五年（西紀四六一年）、制、二品清官行僮幹杖、不得出十。為左丞孫緬所奏。免官。

とある。大明五年は宋の世祖孝武帝の在位時であるから、前記事の量りて幹に杖を行うをえるということは、自ら後記事の「制、二品清官行僮幹杖、不得出十。」と一体となるものである。（沈統の就いていた著作佐郎は二品清官である。）右の雜役はもちろん幹僮の役のことでなく、規定通りの職分以外の私的な雜用といった意味である。なお、宋書^{卷六}孝武帝本紀孝建三年（西紀四五六）二月の条に、

壬午、内外官有田在近道、聽遣所給吏僮、附業。

とある。この田はもちろん私田である。幹僮をとくに私用に使う際こうした詔が出たことは、一般に幹僮を私的な雜用に私用できなかつたのを示している。かくて右の沈統に関する部分は嚴酷な孝武帝のことであるから、幹僮を使用した際、それを私用として法にふれさせられるのを恐れ、沈統が幹僮を殆んど使用しなかつた。ところがそれがまた法にふれるとして有司から奏彈されたのを示しているとすべきであろう。宋書沈演之伝をめぐる以上の実情はさき見解を側面からさ

さえるところがあるのではなからうか。

つぎに俸禄体系との関係であるが、客(戸)の場合、その主(家)への役の提供は(極めて拡大した解釈においては)官人の俸禄の一部になるが、一般的理解において、官人の俸禄の一部をなしていない。事実、官人の俸禄は客(戸)所有とは無関係に支給されたとすべきである。一方幹僮の場合であるが、前引の南齊書巴陵王子倫伝の記事は俸禄を給することと幹僮を給することを別に記している。しかし、かつて別稿で論じたように、幹僮を給すること、とくにそれを邸として支給することが官禄と理解された場合もある。¹²⁾かくて、国家の官人に対する給与という観点からすれば、客戸の存在を認めるよりも幹僮を給する方がはるかに有効性をもつとされよう。

以上検討したところから、幹僮制の整備が客戸を否定すべきは、自然の勢とされよう。宣帝は國權の強化に努めた皇帝であるが、同帝の手によつて太建二年客戸制が廢止されたのは歴史の大勢としてむしろ当然のことであらう。

三 雜 役、 雜 使

南北朝時代に雜役というものが盛んに出てくる。例えば晋書^{卷八十一}王羲之伝に、

(王羲之) 又遺尚書僕射謝安書曰、…自軍興以來、征役及充運、死亡叛散、不反者衆。虛耗至此。而補代循常。所在凋困、莫知所出。上命所差、上道多叛。則吏及叛者、席卷同去。又有常制。輒令其家及同伍、課捕。課捕不擒、家及同伍、尋復亡叛。百姓流亡、戶口日減、其源在此。又有百工匠死死亡絕没、家戶空尽。差代無所、上命不絕。事起或十年十五年、彈拳獲罪。無懈怠而無益實事。何以堪之。謂、自今諸死罪原輕者及五歲刑、可以充此。其減死者、可長充兵役。五歲者、可充雜工匠寺。皆令移其家、以實都邑。都邑既實、是政之本。又可絕其亡叛。不移其家、逃亡之患、復如初耳。今除罪而充雜役、尽移其家、小人愚迷、或以為重於殺戮。可以絕姦。刑名雖輕、懲肅實重。豈非適時之宜邪。

とある。ここで「除罪而充雜役」の意味をとりあげてみよう。この対象となるのは（新たに）兵戸とされるもの及び百工
医寺（卷二）雜工医寺とされるものである。この雜役は当然兵戸と雜工医寺とが共通して負担する役目となる。兵戸の負担する
役は兵役以外は幹僮の役しか想定できない。いま兵戸が幹僮の役を負担した一例をあげると、前引のように兵戸が給使と
して劉裕の相国府にいたことがある。つぎに雜工医寺が幹僮の役を負担した一例をあげると、南齊書卷十六百官志太常の項
に、

国子祭酒一人。博士二人。助教十人。

とあり、その注に

（前略）其下、典学二人。三品。准太常主簿。戸曹儀曹各二人。五品。白簿治礼吏八人。六品。保学。（卷）？
医二人。威儀二
人。

とある。威儀が幹僮の役と考えられることはさきに述べた。これとならぶ医は必ずや医（の身分階層）から出された幹
僮であろう。以上の考察が幸に大過ないとすると、雜役は自ら幹僮の役ということになる。

なお、梁書卷十二南平元襄王偉伝に、（さきの建安王、のちの南平王）偉について、

（天監）十三年、改爲左光祿大夫。加親信四十人。歲給米万斛布絹五千匹粟直二百四十万。厨供月二十万。并二衛兩營、
雜役二百人。倍先。置防閤白直左右職局一百人。偉末年疾浸劇。不復出藩。故俸秩加焉。

とある。唐時代、防閤、白直はともに番役である。南朝において防閤、白直が幹僮の役名であることはこれを察するにか
たくない。南朝の左右が幹僮の役名であつたことはすでに論じた通りである。ここで宋書卷六十一江夏文獻王義恭伝を見る
と、太宰領司徒であつた江夏王義恭について、

以崇芸昭武永化三宮合四百三十七戸給府。増吏僮千七百人、合爲二千九百人。

とある。これは江夏王義恭についての記事であるが、崇芸昭武永化三營の四百三十七戸が兵戸であるのはいうまでもない。両記事をあわせ考えると、前記事の二衛兩營の二百人、後記事の四百三十七戸は幹僮として使用させるべき目的をもつて給された兵戸の人数・戸数とされよう。なお、兵戸の場合それが軍隊で幹僮の役に就いている際、往々事実上戦闘員に近い職務をもつていたことが推定される。宋書^八和帝本紀永和二年十一月の条に、

教曰、…將吏軫一階。從征身、有海口、停鎮、給廩食。凡諸雜役、見在諸軍帶甲之身、克定之後、悉免為民。其功效賞報別有科条。

とあるのは、その推定に確実性を与えるものである。

さて、南北朝には雜使という語が見える。いまこの語をとりあげると、宋書^{卷八十三}黃回伝に、

黃回、竟陵郡軍人也。出身充郡府雜役。稍至伝教。臧質為郡、軫齋師。云云。

とあり、南史^{卷四十四}黃回伝に、

黃回、竟陵郡軍人。出身充郡府雜使。稍至伝教。臧質為郡、軫齋師。云云。

とある。この両記事を対比すると、雜使と雜役とが同一のものであるのがわかる。幹僮の役をどうして雜使といつたかという理由であるが、南齊書^{卷五十六}呂文度伝に、齊時代のこととして、

時茹法亮掌雜驅使簿及宣通密敕。呂文顯掌敕帛事。其余舍人無別任。

とある。この「雜驅使簿」は雜驅使（もろもろの驅使）に関する帳簿に違いない。そうした帳簿記載の対象になる驅使を幹僮の役とし、諸のそうした驅使すなわち雜驅使の略称として雜使の語を想定することは別に無理ではなからう。なお、驅使の語が他の語と連なつて新たに一語をつくり、改めてその語が略されそこに使の語が残つた事例をあげると、宋書^{卷四十四}百官志下に、

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

五六

又漢官中有伯使。主為諸官驅使、辟路於道伯中。故言伯使。

とある。この伯使は道伯驅使の略とすべきである。

さて、故唐律疏議^{卷十三}戸婚中の

諸応受復除而不給、不応受而給者、徒二年。其小徭役者、答五十。

とあり、その疏議のなかに、

其小徭役、謂充夫及雜使。

とあつて、小徭役が夫と雜使とからなつてゐることを示している。当時、夫は雜徭を意味する。ここに雜使が見えるが、唐時代の雜使も亦南朝でいう幹僮の役（つまり唐時代の番役）のことであろう。この唐の雜使の語は、当時、番役を意味する驅使の語が存在したことをふまえ、その雜驅使（もろもろの驅使）の省略という意義をもつものであろう。

ところで、周書^{卷十三}蘇綽伝に、

（大統）十年（西紀五四五年）、授行台度支尚書領著作兼司農卿。…又為六条詔書、奏施行之。…其六、均賦役。…又差

徭徭役、多不存意。致令貧弱者或重徭而遠戍、富彊者或輕使而近防。守令用懷如此。不存卹民之心、皆王政之罪人也。

とある。ここでは「重徭」と「遠戍」、「輕使」と「近防」がそれぞれ對句をなしている。遠戍と近防とがともに兵役を指しているのは明かである。輕使の使は必ずやさきに見た雜使の使であらう。北朝の史料にはすでに雜徭が見えている。

例えば、魏書^{卷七}下 孝文帝本紀延興三年（西紀四七三年）十一月の条に、河南七州について、

戊寅、詔曰、…其有鰥寡孤独貧不自存者、復其雜徭。年八十已上、一子不從役。云云。

とあり、魏書^{卷六十}韓麒麟伝に、高祖のときのこととして、

（韓）顯宗上書。其一曰、…則南州免雜徭之煩、北都息分析之歎。云云。

とある。右の輕使に対比される重徭の徭は必ずや当時の史書に見える雜徭の徭であろう。唐時代雜使_二番役は雜徭と等価値的であるが、当時にあつても恐らく雜徭と雜使とは等価値的なものであり、その故に重徭と輕使とが対用をなしているのであろう。なお、北朝においても雜役の語は存在する。すなわち、魏書_{卷六十二}李彪伝に、

彪又表曰、…又別立農官、取州郡戶十分之一、以為屯人。相水陸之宜、料頃畝之數、以贖贖雜物之余財、市牛、科給、令其肆力。一夫之田、歲責六十斛。蠲其正課并征戍雜役。云云。

とある。

論を進めると、かつて別稿で、南朝において下級品官を対象とする・役の性格上幹僮の役と同一のものが存していたことを述べた。これは現実には郵を納めて免かれていた。この役目を何と云うのか遺憾ながら明かでない。しかし、当時雜役という語は庶の負担すべき幹僮の役を指しており、品官に及ばない。驅使の語も同様であるに相違ない。雜使もそのように考えられる。残るのは幹僮という語である。(はしがきではそうと断定した表現をしたが、)これがいま問題としている役目を指したという蓋然性は比較的高いのである。(以下そうした役を「品官の役」という。)つぎに唐時代であるが、新唐書_{卷四十六}百官志に、

凡文散階二十九。…自四品、皆番上於吏部。不上者、歲輸資錢。三品以上六百。六品以下一千。

とあり、また、

武散階四十有五。…自四品以下、皆番上於兵部。以遠近為八番。三月以上。三千里外者、免番輸資、如文散官。唯追集乃上。

とある。これらは三千里外の文武散官に役が課されるが、もしその役に服しないときは資錢を納めるべきであつたのを物語語っている。(納資をもつて役に代ええるものには、他に勳官、雜戶などがある。)こうした資と課とは開元六年以後資課と

して一本化されている。⁽¹⁴⁾ 唐時代、右に見たような「下級品官」が庶の番役にあたる役に服していた際それをも雜任といつたこと（少なくとも雜任がその一部を指すこと）が考えられる。故唐律疏議^卷十一 職制下に、本文前引のように、

疏議曰、…雜任、謂在官供事、無流外品、為其合在公家驅使。云云。

とあり、故唐律疏議^卷三十 斷獄下に、

品官任流外及雜任、謂身帶勳官散官、而任流外及雜任者。

とあるのはそれを物語っている。（以下、唐時代「下級品官」が服すべき庶の番役にあたる役を「番役」という。）⁽¹⁵⁾

北朝において下級品官が、南朝でいう「品官の役」、唐でいう「番役」にあたる役に服していたこと、及びそれを現物か錢を納めて免かれていたことは、これを想像するにたたくない。北朝における、幹僮の役、番役にあたる役目としては、さきにあげた雜役、雜使と次節で述べる雜任（役）がある。魏書^卷九 肅宗本紀神龜元年（西紀五一八年）正月の条に、

庚辰、詔、以雜役之戸、或冒入清流、所在職人、皆五人相保。無人任保者、奪官還役。

とある。当時北魏では流内官の外に職人の七等の官（≡小人の七等の官）があつた。清流は流内官（なりその官に就くべきものなり）を指す。右の「雜役之戸」は宮崎市定氏の高見によれば、賤民のことと考えられる（「九品官人法の研究」）。ここに見える雜役之戸という表現は、必ずずやその戸が雜役を負担するところに生じたものであろう。さきにあげた魏書李彪伝の雜役に関する記述やこの雜役という表現から北朝における一般の庶を対象とする雜役の存在を想定しても強ち無理ではなからう。しかし恐らく北朝の雜役という語は、（南朝と同様）下級品官を対象としない語であらう。雜使もそれと同様であらうと思われるが、何れにしても次節で述べるように、北朝の雜任という語は下級品官を対象とする、内容上南朝の「品官の役」、唐の「番役」にあたる役を指している。（これに一般の庶を対象とする、内容上南朝の幹僮の役、唐の番役にあたる役を指す場合、あるいは両者をあわせ指す場合があつたかどうか不明である。）下級品官を対象とする、内容上

南朝の「品官の役」・唐の「番役」にあたる役が現実に現物(穀)を納めて免かれており、それが税租(の一部)をなしたのではないかと思われることは次節で述べる。

四 スタイン第六一三号文書に見える雑任

山本達郎教授によるスタイン将来第六一三号文書の優れた研究成果が学界に多大の貢献をなしたのは改めて述べるまでもない。その成果発表後、西村元佑氏の同文書をめぐる精力的な諸研究、曾我部静雄教授の旧来の高説を補強される諸研究などが発表され、同文書の重要性はますます高まつてきた。¹⁶⁾ 本節は諸先学の驥尾に附して、同文書に見える雑任(役)についての一試論を述べようとするものである。なお、同文書の解説、もとの順序への復原などは山本教授の示されたところによる。いま以下の論述に直接必要のある最少部分を別掲しておく。

「五」、「一五」に課丁男三十七人のうち五人が雑任役、三十二人が定見であつたとあるが、この三十二人が「七」の(女を含む)課見輪五十八人のうちの三十二男にあたるのは間違いないところであろう。¹⁷⁾ そうすると課丁男三十七人の課は(狛師その他の)役のことになり、(雑任役の課丁男を含まぬ)「七」の課見輪の課¹⁸⁾租、調は役に關したものであるとの推測が一応成立しそである。後者については殆んど問題なからう。問題は前者にある。本節は課自体をとりあげるのはないが、行論の間にそれにふれざるをえないから、あわせて一試論を呈示し叱正を乞うものである。この際、本文書の課の字が概して広義のもので、公上に対する負担を意味し、それ故に牛の受田も課であるとされた楊聯陞氏の高見は重要である(清華学報新一の一「与曾我部静雄教授論課役書」)。

「七」に劉文成が蕩寇將軍に就いていること、及び(丁男たる)劉文成と(丁女たる)その妻とが計台資二(人)とされていることが示されている。蕩寇將軍は魏書^{卷一百十三}官氏志九では(蕩寇將軍)從七品上(階)とされている。ところで、す

でに山本教授の明かにされたように、「六」、「四」の調布と麻とに關しては、そこに（丁たる）男女計十人の台資の存在が推定される。¹⁸ 台資の男女計十丁と「五」、「一五」の雜任役五人とを對比させると、台資のうち五人が丁男（残り五人が丁女）であつたとされよう。（台資の男女計十丁というのは夫婦五組という蓋然性が強い。）そうするとこの雜任役は南朝の役にあてると「品官の役」となり、唐時代の役にあてると（三千里外の文武散官のような一部品官に課される）「番役」にならう。それならば劉文成は現実に雜任役に出ているのかどうかという問題が生ずる。ここで「一四」と「一五」とをふりかえつてみよう。そこには三十二人の定見が見え、そのうちの三十人は六丁兵である。ここに六丁兵とされているものの全員が常時兵にあてられていたものでなく、そのうちの幾分かつが交代に兵役に服していたものであること、その故に彼らが租調すべてを負担したこと、はずでに西村氏の研究に明かである。¹⁹ 別の表現をすれば、それは定見三十二人が定見としての役のプール人数を示していることを物語るとされよう。そうすると、雜任役五人が雜任としての役のプールを示したものであり、獵師一人、²⁰ 防閤三人、虞侯二人はその役のプールがさらに獵師一人、防閤三人、虞侯二人のプールに細分されていたのを物語る、とされよう。つまり雜任役五人は必ずしも雜任の役に服しているか否かを示しているとは想定しがたいのである。さて、^{卷三} 通典^{十五} 職官十七 祿秩の項に、北齊の制度として、

自一品以下至流外勲品、各給事力、一品至三十人、^{（ママ）} 下流外勲品、或以五人為等、或以四人三人二人一人為等。繁者加一等、平者守本力。閒者降一等。諸州刺史守令以下幹及力、皆聽敕乃給。其幹出所部之人。一幹輪絹十八疋、幹身放之。力則郡帛直充。

とある。ここに絹十八疋を納めると、雜役としての幹を免ぜられたことが示されている。南朝と唐とは錢を納めて幹僮の役（「品官の役」を含む）、番役（「番役」を含む）を免ぜられるのであるが、右は北朝において現物を納めて雜役を免ぜられたこと（のあるの）を示している。また右は雜役としての力が必要の際郡帛の白直というプールからそれが充て

られたのを示している。これは役のプールに關するさまの見解をささえるであろう。ちなみに、南齊書卷四十一周顒伝に、

建元初、為長沙王參軍後軍參軍山陰令。 泉旧訂滂民、以供雜使。 顒言之於太守聞喜公子良曰、竊見滂民之困、困矣極矣。 山陰邦治、事倍余城。 然略聞諸縣、処処皆蹟。 唯上虞以百戸一滂。 大為優足。 過此、列城不無凋罄。 宜宥有以普救倒懸、設流開便。 便軫患為功。 得之何遠。

とある。これは南朝において民に雜役(の役)を課する際、一定の戸数を単位とし、そうしたプールに対し何名という課りあてがなされたのを示唆している。なお、「一五」の乗は恐らく剩の意味で、六人一組すると三十二人で五組と二人の剩りが出るからこう記されたのであろう。この乗二人は他の集團の四人と一緒に一組となるのではないかと思われる。

こうしたことを知つたうえで「五」の税租をとりあげてみよう。そのなかの「輪租」の項には不課戸上、台資口計丁床、中、不課戸下の(税)租が含まれている。西村氏はこの中を不課戸中のこととしておられるが、そのように考えるのが穩当であろうかと思われる。つまり、この台資口計丁床は自ら「五」の「拾陸石件頭輪租」の項における不課戸の不課の概念に入るべきであろう。こうした台資口計丁床の不課は、「一二」の台資で丁床をなす劉文成の戸に見える不課(より端的には台資で丁床をなす劉文成夫婦の不課)と同質であるに相違ない。すなわち、「一二」の不課の中心は台資で丁床をなす劉文成夫婦への不課であり、「口二台資推税令課」は、(不課たる)劉文成夫婦が、雜任役に出していないから台資として税をおしはかつて「物」(「五」の税租)を課せしめることを示しているとされよう。また「口五不税」は、台資を戸主とする戸、つまり雜任役の対象となる戸において不課として雜任役に出ない際、成丁なら税をおしはかつて「物」(「五」の税租)を課せしめるべきであるが、その戸の構成員のうち五人が年少のため(雜任の役に服しないだけでなく、その)役服の代りの「物」(「五」の税租)を税としてかけられてもいないのを示しているとされよう。

さて、右のような考えかたをしてくと、「五」、「一五」の雜任役五人はすべて現実に雜任の役に服していないことになる。それはその限りにおいて別に差支えない。しかし、その考えかたが全面的に成立するためには、兵農一致の原則があり、その原則の存在のうえに、「一五」の定見三十二人のなかの數人が雜役に服する代りに「五」の税租を納めたことの証明を必要とする。以下それをとりあげよう。さきにふれたように、定見三十二人（とくにそのうちの六丁兵三十人）は役のプールの人数を示しているのであるから、そのなかから若干のものが雜役に服しても、現実の役人供給面で都合はない。つまり問題の焦点は、制度上、（庶の）兵役と雜役にそれだけの流動性が存しえたかどうかというところに絞られてくる。この際注目すべきは滋賀秀三教授が、当時兵役とされるものが力役との間に明確な區別をつけ難い性質を帯びているのを指摘されたことである。大統一六年に制定された府兵制は、職業兵を育成するための制度であるともいわれ、また兵民一致の体制であるともされているが、北周の建德二年（西紀五七三年）以後は、隋書食貨志に、

改軍士為侍官。募百姓充之。除其隸籍。其後夏人半為兵矣。

とある記事にもとづくかぎり、兵民分離体制にはいることは、異論のないところである。しかし建德三年以後においても、兵役と力役とが、徭役体系のなかで一体として考えられていたと思われる節がある。周書卷七宣帝本紀大象元年（西紀五七九年）二月の条に、兵を対象として、

（前略）於是、發山東諸州兵、增一月功、為四十五日役。起洛陽宮、常役四万人。以迄于晏駕。

とあり、隋書食貨志に、一般民丁を対象として、

（隋開皇十二年）下詔曰、河北河東、今年田租三分減一。兵減半功。調全免。

とある記事などは、それを示しているわけである。²² いまとりあげている文書は大統十三年（西紀五四七年）を基準としたものであるが、かくてこれは山本教授の高説のように兵農一致の制度を示すものとすべきであろう。²³ この際、品官は兵役

の対象とならずただ雑任の対象になるだけであるため、役を負担させる課丁男を記したところで、庶を対象とする兵役のほかにとくに品官を対象とする雑任の項を設けたのであろう。しかし、いままで見たところから、それが、「兵役という形で統一的に記されている庶対象の役のなかに雑役の対象となるべきものを含みえる」ということの否定ならぬのは明かであろう。「五」の不課戸上、不課戸中、不課戸下の税租は、かくて「一五」の定見三十二人（あるいはそのなかの乗二人を除く三十人）のうち雑役にあてられるべきものでしかも現実はその役を免ぜられたもの出した「物」を含むということになろう。

このように見てくると、本文書の雑任は南朝の「品官の役」、唐の「番役」と同質的なものである、という一つの想定が可能なのではなからうか。

さて、「七」の課見輸五十八口は課_二租、調を現輸すべき五十八人の意味であるが、そこには台資の戸の丁男、丁女が含まれていない。それにもかかわらず、台資の戸にはその戸の丁男、丁女の租、調（_二課）の額が記され、しかもその調は現輸の対象となつて²⁴いる。いまそれをとりあげ、あわせてそこにある税役徴収の原則とさきの課丁男に関する税役徴収の原則とが一致することを探つてみよう。魏書^{卷四}上太武帝本紀上延和三年（西紀四三四年）二月の条を見ると、

戊寅、詔曰、…今四方順軌、兵革漸寧。宜寬徭賦、与民休息。其令州郡隱括貧富、以爲三級。其富者租賦如常、中者復二年、下窮者復三年。刺史守宰、当務尽平当、不得阿容以罔政治。明相宣約、咸使聞知。

とある。ここに戸を貧富によつて三級に分ち、租賦を連年かけるかそれとも一年乃至二年かけないかによつて貧富の戸の負担を調節しようとしていることが示されている。この租賦は租だけを指すのでなく、少なくとも租と調との両者を指すとした方が穩当であろう。いま南朝において租賦が少なくとも租とそれ以外の賦を指したと思われる例をあげると、南齊書^{卷十二}十六王敬則伝に、

会土辺帶湖海。民丁無土庶皆保塘役。（会稽太守王）敬則以、功力有余。悉評斂為錢、送台庫、以為便宜。上許之。竟陵王子良啓曰、：塘丁所上、本不入官。良由陂湖宜雍、橋路須通、均夫訂直、民自為用。若甲分毀壞、則年一脩改。若乙限堅完、則終歲無役。今郡通課此直、悉以還台。租賦之外、更生一調。致令塘路崩蕪、湖源泄散。害民損政、實此為劇。：愚謂、塘丁一条、宜還復旧、在所逋郵、優量原除。凡応受錢、不限大小、仍令在所、折市布帛。若民有雜物、是軍國所須者、聽隨價准直。不必一応送錢。於公不虧其用、在私実荷其渥。：上不納。

とある。北魏の場合、国民の戸を貧富によつて區別し、貧者により少なく富者により多い課税をする方針は、右のような形として現われるほかに、つぎの二つの形としても現われている。（ただし、前記事は右の形と一致したものであるかも知れない。）魏書^{卷四}上 太武帝本紀上太延元年（西紀四三五年）十二月の条に、

甲申、詔曰、：若有荒調、県宰集郷邑三老、計貲定課。哀多益寡。九品混通、不得縱富督貧、避疆侵弱。云云。
とある。⁽²⁵⁾「哀多益寡」は（否定すべき）現情をいつているのであろう。また、魏書^{卷一}食貨志に、

山東之民、咸勤於征成轉運。（獻文）帝深以為念。遂因民貧富、為租輸三等九品之制。千里内納粟、千里外納米。上三品戸入京師、中三品入他州要倉、下三品入本州。

とある。隋書^{卷二}食貨志に、北齊のこととして、

至河清三年（西紀五六四年）、令。墾租二石、義租五斗。：墾租皆依貧富為三臬。其賦税、常調則少、直出上戸。中者及中戸。多者及下戸。上臬輸遠処、中臬輸次遠、下臬輸当州倉。三年一校焉。租入台者、五百里内輸粟、五百里外輸米。とあるが、これは延和三年の詔に示された北魏の方針が北齊朝に現われた例である。西魏の場合、その実権者宇文泰（のちの周の太祖）は蘇綽に諸制度の改革を行わせたが、本文書はこの新制度に則るものである。⁽²⁶⁾周書^{卷二}蘇綽伝に、

太祖方欲革易時政、務弘疆國富民之道。故綽得尽其知能、贊成其事。：又為六条詔書、奏施行之。：其六、均賦役。

曰、…今逆寇未平、軍用資広。雖未遑減省、以卹民瘼、然令平均使下無匱。夫平均者、不捨豪彊而徵貧弱、不縱姦巧而固愚拙。此之謂均也。故聖人曰、蓋均無貧。…租稅之時、雖有大式、至於斟酌貧富、差次先後、皆事起於正長、而繫之於守令。若斟酌得所、則政和而民悅。若檢理無方、則吏姦而民怨。又差筦徭役、多不存意。致令貧弱者或重徭而遠戍、富強者或輕使而近防。守令用懷如此。不存卹民之心、皆王政之罪人也。太祖甚重之、常置諸座。又令百司習誦之。其牧守令長、非通六条及計帳者、不得居官。云云。

とある。これは当時の改革の实情の一端を示すものである。ここに見える平均がいままでとりあげてきた基本方針と一致するのはいうまでもない。そうすると本文書に戸を貧富によつて三等級に分つこと、それによつて賦税に差をつけることが現われていてもそれは当然であるとされよう。この際、戸が三等に分けられ、かつ台資の戸の田租が上戸と同じであること、台資の戸に現実にかけられていない田租額が示されていることに留意すると、いわゆる基本方針が(一)まず、品官の戸たる台資の戸と(品官でない)庶の戸とを区別し、租、調の調達にあつてはこの区別の存在を前提とすること、(二)つぎに、各戸の租の額を戸等によつて差をつけ、その際台資の戸を上戸に含めたこと(少なくともそうした区別のなかに台資の戸を含めたこと)、(三)豊年(あるいは平和で出費が少ない年)には、庶の戸を対象として、各戸の租調を上戸だけかけ、以下必要に応じてさらに中戸、下戸に及ぼしたこと、(しかし大統十三年には下戸にまで及んでいること——恐らくこれが一般的なことであらう——)、(四)庶の下戸にまで及ぼしてもまだ不足のときは台資に及ぶべきこと、(五)つまり、租に関してはその調達の対象となるべきすべてのもので一つのプールをつくつておき、必要に応じてそのプールから順次調達したことを、台資の戸の丁男、丁女もそのプールに入っているため、各戸ごとに一応租額(庶の上戸の租と同額)を記してあること、(六)国民への課税方法としての租のプール制は、役のプール制と相通ずる一つの基盤をもつべきこと、こうしたことを想定させよう。なお、調は、(始めから台資の戸の丁男、丁女をも対象として、それを

含むすべての戸の丁男、丁女から均額のものを徴収したとするよりも、たとえ丁男、丁女各一人あたりの額において台資の戸のそれが庶の戸のそれと同額であるにしても）、庶の下戸の調で不足のとき始めて台資の戸のそれに及ぶべきであった、と考へた方がよからう。隋書食貨志に、「後周太祖作相、創制六官。…司徒掌力役之政令。凡人自十八以至五十有九、皆任於役。豊年不過三旬。中年則二旬。下年則一旬。云云。」とある。これは蘇綽の新制度において年の豊凶によつて八丁兵（恐らく六丁兵の系統で、かつそれよりもあとに生じたもの）の服役日数に相違があつたのを示すものであるが、これが蘇綽のいう平均の線に連なる一面をもつのは明かである。（拙著「魏普南朝の政治と社会」一六四頁の「賦税平均」の平均も右の平均のような意味である。）

つぎに「一二」に見える課戸について検討する。この際、税役徴収の原則から（五）の課丁男と各戸の租調に関する本文書の記載が、現に予備的なものであつても本来その資格なり義務なりのあるものを、現にそうであるものと一括していることに留意すべきである。この記載原則を頭において「一二」を見ると、その戸が役を負担せられた戸であるのは明かである。またその戸の丁男、丁女が本来租、調 \parallel 課を負担すべきも明かである。そうすると、この課戸が戸内に租、調、役を負担すべき丁を含む戸を指すという想定が可能である。この想定は「一三」、「一四」、「八」、「九」、「一〇」にあてはめても通用する。一応の解釈であるが、恐らく課戸は原則として租、調（、役）を負担する丁男を含む戸という意味であろう。また、課丁男の課は力役と解釈するのが一応穩当となるのではなからうか。（さらにいえば、本文書でいくつかの現象的に相異なる課を統一できるのは、さきにあげた「公上への負担」である。こうした課であるだけに課丁と熟して租、調を負担すべき丁という用法も考えられる。つまり、本文書の課丁男から常に制度として課 \parallel 力役が存したことは主張できぬであろう。）

なお、「一二」に劉文成の妻が台資妻とされている。これは劉文成が台資であつたのを証している。一方で台資とその妻といった記載をしながら、他方、「凡口七不課」の項で夫妻を「口二台資」としてともに台資として表現している。こ

これは（品官の戸の）税徴取にあたり、台資たる（丁男の）夫の資格に（丁女たる）妻がつつまれるという傾向が決定的に強かつたのを示唆する。台資が租を納めぬにつれて台資の妻が同様に租を納めないのもそれを相応ずる。「凡口七不課」の項に直接的に連なるものとして「五」の台資口計丁床税という表現があるわけであるが、かくて税租の租のわりあてにあつては、とくに丁床としてのわりあてがあつたのであろう。

以上の考察が幸に大過ないとすると、つぎのようなことがいえよう、「二二」の「凡口七不課」の項と「二三」の「凡口七」の項（やこれに準ずるもの項）とはそれぞれの戸の課税と性別、年令との関係に関する記載であり、その基本点において違いはない。ただ、前者の戸の場合、それは雑任の代りに納める税租が課されるかどうかということを記載し、後者は課||租調が課されるかどうかということを記載しているといつた現象面での相違があるにすぎない。しかし、もし「二三」の戸の場合、そのうちの丁男が雑役に服することになり、しかもその代りに税租を納めたとすれば、恐らく「凡口七」の項のつぎ（あるいはその他の適当なところに）「二二」の場合の不課（つまり税租を納めること）に類した記載があつたとされるのではなからうか。

註(1)・(2) 拙稿、「宋齊時代の郵」(東洋史研究第二) 十二卷第一号 参照。

(3)・(4) 宮崎市定氏、「唐代賦役制度新考」

(東洋史研究第 十四卷第四号) 参照。

(5) 拙稿、「六朝の官界における下級官人層」(未発表) で述べる予定。

(6) 拙稿、「南朝の門生」(社会経済史学第 二十八卷第四号) 参照。

(7) 宮崎市定氏、「九品官人法の研究」・拙著、「魏晉南朝の

南北朝時代の幹僮、雑役、雑使、雑任などについて(越智)

政治と社会」参照。

(8) 拙稿「唐時代の部曲と魏晉南北朝時代の客」(古代東方学) 第十一輯 参照。

(9) 菊池英夫氏、「六朝軍師の親軍についての一考察」

(東洋史研究第 十八卷第一号) 参照。

(10)・(10) 前掲、「魏晉南朝の政治と社会」参照。

(11) 浜口重國氏、「魏晉南朝の兵戸制度の研究」

(山梨大学学芸学部) 紀要 第二号) 参照。

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

(12) ・(13) 前掲、「宋齊時代の郵」参照。

(14) 松永雅生氏、「両税法以前における唐代の資課」

（東方法学）参照。

(15) 唐時代の雜任役については、西村元佑氏、「唐律令における雜任役と所謂色役資課に関する一考察」（龍谷史壇）（第五〇号）参照。

(16) 山本達郎氏、「敦煌発見計帳様文書殘簡（上・下）」

（東洋学報第三十七卷）
（第二号・第三号）
・西村元佑氏、「西魏計帳戸籍における課と税の意義（上）・（下）」

（東洋史研究）及び「西魏時代の敦煌計帳戸籍（第二十卷第一号第二号）及び「西魏時代の敦煌計帳戸籍（スタイン漢文文書）に関する二・三の問題」（第六一・三三号）

（史林一九六一年）及び「唐律令における雜任役と所謂色役資課に関する一考察」（前掲）及び「敦煌発見・西魏計帳戸籍（スタイン漢文文書）における兵制・税制とその施行期間」（第二十三輯）
・曾我部静雄氏、「西魏の戸籍と唐の差料簿との関係と課の意味の変遷」

（東洋史研究）など参照。

(17) ・(18) 前掲、「敦煌発見計帳様文書殘簡（上）」参照。

(19) 前掲、「敦煌発見・西魏計帳戸籍（スタイン漢文文書）における兵制・税制とその施行期間」参照。

(20) 葛師を獵師と読むことについては、楊聯陞氏、「与曾我部静雄教授論課役論書」（清華学报）（新一卷第一期）による。

ちなみに、北史卷三十八裴俠伝に、

（前略）周文（帝）善之曰、雖魯仲連、無以加也。除河北郡守。俠躬履儉素、愛人如子。所食唯菽麥塩菜而已。吏人莫不懷之。此郡旧制、有漁獵夫三十人、以供郡守。俠曰、以口腹役人、吾所不為也。乃悉罷之。とある。

(21) 前掲、「西魏時代の敦煌計帳戸籍（スタイン漢文文書）に関する二・三の問題」参照。

(22) 滋賀秀三氏、「課役」の意味及び沿革」

（国家学会雑誌第六十三卷）
（第十号、第十一号、第十二号）
・前掲、「敦煌発見・西魏計帳戸籍（スタイン漢文文書）における兵制・税制とその施行期間」参照。

(23) ・(24) 前掲、「敦煌発見計帳様文書殘簡（上・下）」参照。

(25) 前掲、「魏晋南朝の政治と社会」参照。

(26) 前掲、「敦煌発見計帳様文書殘簡（下）」参照。

(27) 前掲、「敦煌発見・西魏計帳戸籍（スタイン漢文文書）における兵制・税制とその施行期間」参照。

〔本稿は、昭和三十七年度文部省科学研究費による研究の一部である。〕

A 種 文 書

一一

1 戸主劉文成己丑生年參拾究 邊寇將軍 課戸上

2 妻任舍女甲午生年參拾肆 寡資妻

3 息男子可乙卯生年拾參 中男

4 息男子義丁巳生年拾壹 中男

5 息女黃口水亥生年件 小女

6 息男子辛農酉生年柒 小男

7 息男子辛農酉生年柒 小男

8 息男黃口甲子生年肆 小男

9 計 布一匹

10 計 麻二斤

11 計 祖四石 二石五升輪祖

12 一石五升折輪草三圍

13 計 受田口二 二丁男

14 一丁妻

15 卅六畝已受 十五畝麻

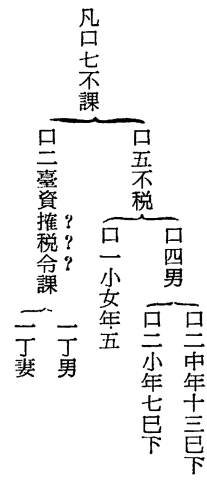
16 廿畝正

17 一畝鹽 二分未足

18 卅畝未受

19 應受田六十六畝

20 南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)



南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて（越智）

（略）

一三

3 戸主侯老生水齋生年件拾件白丁 課戸上

4 妻邛延鷹[?]丙子生年件拾両 丁妻

5 息男阿頭丁未生年両拾壹 白丁

6 息男頭祖辛亥生年拾壹 中男

7 息女頭親乙卯生年拾參 死

8 息女胡女戊午生年拾 中女

9 息男鳳々甲子生年肆 小男

10 牛一頭黒特大

11 計 布一匹二丈

12 計 麻三斤

13 計 祖六石

14 三石七升五升祖

15 二石二升五升輪草四園半

16 計 受田口三

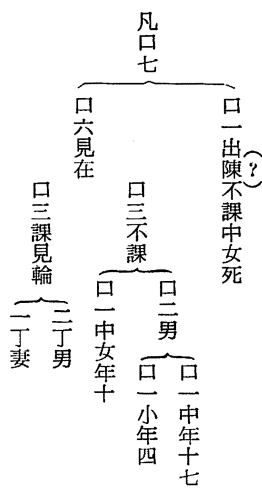
17 二丁男

18 二丁妻

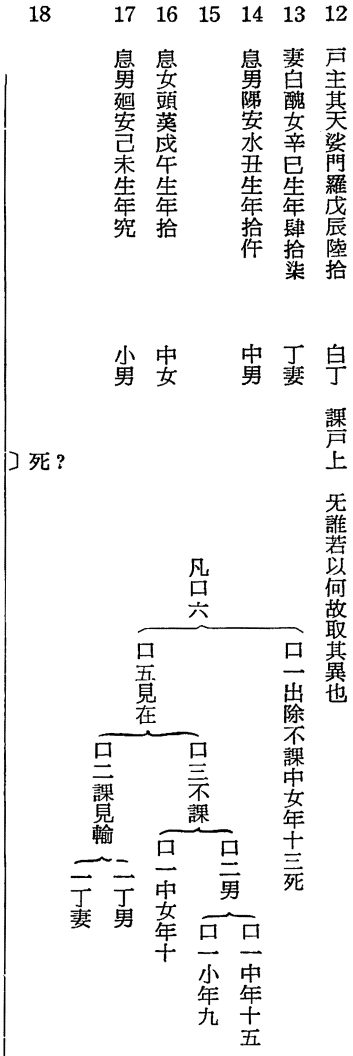
19 計 廿五畝麻

一四

卅六畝未受

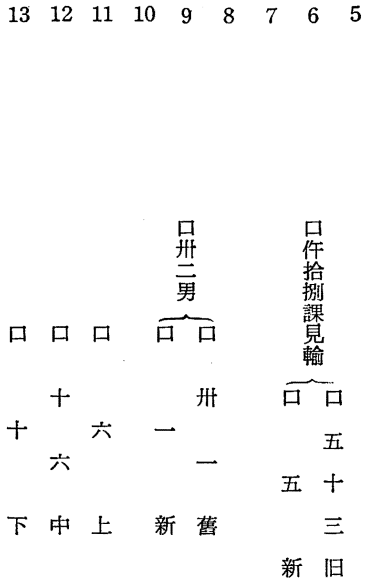


(略)



B 種 文 書

(略)



南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)

下也? 明?

下

口兩拾仟妻妾
 口 廿二 舊
 口 三 新

18 17 16 15 14

六

2 1

口 九 下
 口 一 賤 婢 新
 牛 陸 頭

3

四 頭 受 田 課

4

二 頭 未 受 田 不 課

5

都合調布參拾參匹參丈捌尺

6

五 匹 臺 資

7

四 匹 二 丈 上

8

卅三匹二丈良

9

十四匹二丈中

10

九匹二丈下

11

丈 賤

12

一 丈 尺 牛

13

八 尺 牛

14

都合麻陸拾柒斤捌兩

四

1

九斤上

六十七斤良

廿九斤中

十九斤下

八兩 賤

都合祖捌拾捌舁參舁

作拾舁參舁輪祖

十石七升五升上

卅九石二升五升良 廿九石中

九石五升下

四升五升賤

六升半

參拾捌石折輪草柒拾陸圍

六石七升五升折輪草十三圍半上

廿一石七升五升折輪草卅三圍半上

五

1

都合稅祖兩拾肆舁舁

拾陸石作舁輪祖

四石五升不課戶上稅

九石五升上

五石臺資口計丁床稅

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)

南北朝時代の幹僮、雜役、雜使、雜任などについて(越智)

7 六石中

8 一石不課戸下税租

9 柴舁作所折輸草拾伴圍

10 三石折草輪六圍上

11 四石五升折輸草九圍中

12 都合課丁男參拾柒人

13 五人雜任役

14 一人雜任役

一五

1 二人見候? 關

2 參拾兩人定見

3 六丁兵州人

4 乘? 二人

5 都合應受田戸參拾參

6 (略)

7 戸一無? 田

8 口一老女

9 右件應受田十五畝九無?

5

4

3

2

1

**Kan-t'ung (幹僮), Tsa-i (雜役), Tsa-shih (雜使),
Tsa-jen (雜任) and etc. in the Era of the Northern and
Southern Dynasties.**

Shigeaki OCHI

In this article the author argues the following points :

- (1) In the era of the Northern and Southern Dynasties, those, who were attached to the governmental offices and officials and served the miscellaneous purposes necessary for their official duties, were called *Kan-t'ung*. Their services (役 *i*) were called *Kan-t'ung* (or the *i* of *kan-t'ung*), *tsa-i*, *tsa-shih*, *tsa-jèn*, etc., the last term being used only in the Northern Dynasties.
- (2) These services were imposed upon the plebeians (庶 *shù*) and upon the lower *pin-kuan* (品官).
- (3) In the Southern Dynasties, the lower *pin-kuan* were usually able to escape their duty of *i* by paying to the authorities money, which was called *hsü* (郵). Their services appear to have been called exclusively the *kan-t'ung* or the *i* of *kan-t'ung*.
- (4) In the Northern Dynasties, the lower *pin-kuan* could usually escape their duty of *i* by paying in kind, chiefly in unhulled rice, and their services were called *tsa-jèn*.